

## 別添1

### 令和6年度青谷かみじちフェスタ運営業務仕様書

#### 1 業務の名称

令和6年度青谷かみじちフェスタ運営業務

#### 2 業務期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

#### 3 予算額

金10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、仕様書に定められた業務内容の遂行に当たって追加の費用が生じた場合においても原則として受注者の負担とする。

#### 4 業務の内容

青谷かみじち史跡公園を会場にして、地元住民とともに盛り上げるイベント「青谷かみじちフェスタ」（以下「フェスタ」という。）についての企画調整及び運営業務を行う。

##### (1) 概要

###### ア 開催日及び開催時間

令和6年11月3日（日・祝）午前10時から午後3時まで

###### イ 会場

- ・青谷かみじち史跡公園（鳥取市青谷町吉川ほか）
- ・鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター（鳥取市青谷町露谷50）
- ・鳥取市青谷町体育館（鳥取市青谷町善田29）

###### ウ 実施項目

- （ア）企画業務
- （イ）広報業務
- （ウ）運営業務

##### (2) 企画業務

###### ア 企画の概要

「とっとり弥生の王国」の魅力や令和6年3月に開園した青谷かみじち史跡公園を県内外に広く周知することにより、多くの人に文化財の魅力や弥生時代の暮らしを体験してもらうとともに、地元住民と協力・連携して地域の活性化に寄与する事業を弥生時代の遺跡に整備した史跡公園で実施するイベントということを踏まえつつ、ステージイベントやアトラクション、クイズ・コンテストなどの参加・体験型イベント、飲食・物販ブース、交流ブースなどを盛り込んだ内容とすること。また、イベントの開始と終了が来場者に分かりやすい仕掛けを実施すること。

###### イ 会場区域（別紙「会場全体図・メイン会場周辺図」参照）

###### （ア）メイン会場

青谷かみじち史跡公園（「YAYOINE（やよいーね）」ガイダンス棟周辺、「にぎわい交流ひろば」、「弥生の湿地ひろば」、「弥生の暮らし体感ひろば」を含む。）

###### （イ）サブ会場

企画内容に応じて、鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター及び鳥取市青谷町体育館をサブ会場として使用することができる。なお、鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター及び鳥取市青谷町体育館の会場使用料は発注者が負担する。ただし、メイン会場とサブ会場が一体のイベントとなるように留意すること。

(ウ) 利用可能な駐車場

a 来場者用駐車場

- ・青谷かみじち史跡公園 第1駐車場（普通車28台、車椅子用2台）
- ・青谷かみじち史跡公園 第2駐車場（普通車44台、車椅子用2台、バス7台）
- ・鳥取市立青谷中学校グラウンド（普通車300台）  
※青谷中学校グラウンド使用後は受注者の負担で整地を行うこと。
- ・鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター・体育館駐車場（普通車100台）  
※駐車場をサブ会場の一部として使用する場合は駐車不可とする。
- ・青谷町総合支所（普通車80台）

b 関係者用駐車場

- ・青谷かみじち史跡公園 第1多目的広場（普通車100台）

ウ 集客目標

2500人以上

エ 必須内容

(ア) オープニング・エンディング企画

イベントの開始と終了時に盛り上がる企画を作成すること。ただし、次の(イ)、(ウ)の内容の一部をオープニング・エンディング企画とすることは妨げない。

(イ) ステージイベント

地域資源や人材を活かした演目、青谷上寺地遺跡や弥生時代の魅力を伝えるパフォーマンスやアトラクションなどの企画を作成すること。ただし、同じステージを使用して、地元団体（1団体15分程度、約10団体）の出演を想定すること。なお、地元団体には、発注者側で出演依頼と出演費用負担を行うが、連絡調整は受注者が行うこと。

(ウ) 参加・体験型イベント

弥生時代や青谷上寺地遺跡にちなんだ企画を作成すること。ただし、受注者の企画以外に県内外の文化財関係団体（約10団体）による体験コーナー及び地元団体（約10団体）による出展・体験コーナーを設置すること（1区画5～10m四方）。なお、県内外の文化財関係団体及び地元団体には、発注者側で出展依頼と旅費等の費用負担を行うが、連絡調整は受注者が行うこと。

(エ) 物販・飲食ブース

西いなば地域の特産品の物販や地元食材を活かした飲食を提供するブースを設置し、地元、県内の飲食店、商工団体など20団体程度の出店を確保すること。

(オ) 交流ブース

広々とした史跡公園を体感し、参加者同士が交流できる企画を作成すること。

(カ) その他

会場区域と利用可能な駐車場の移動手段の要否及びその方法を検討すること。

(3) 広報業務

ア 広報の概要

集客目標を念頭に置き、鳥取県内はもとより県外からもフェスタへの集客を図るため、戦略的な広報・プロモーション計画を作成し、イベントを周知すること。

イ キービジュアル等の作成

イベントを広報するための統一コンセプトやキービジュアルなどを作成すること。

ウ 広報媒体

ポスター、チラシ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、Web、SNS等のうち、複数を組み合わせた広報・プロモーション活動とすること。ただし、以下のものは必須とし、配布計画を定めて受注者が配布すること。

- ・ポスター（A2判）
- ・チラシ（A4判）
- ・ガイドマップ（当日の会場案内、A3判2つ折り）

エ 広報時期

9月下旬には広報を開始すること。

(4) 運營業務

ア 事前調整等

(ア) 打合せ等

受注者は、本業務を実施するに当たり、スケジュール等に十分配慮し、発注者と協議・打合せ等を行うこと。

(イ) 各種許可申請等

イベント開催に係る官庁等各種許可申請及び届出等については、十分な期間を確保した上で遺漏なく手続きを行うこと。

(ウ) 関係機関等との連絡調整

イベント開催に係る関係機関（警察、消防署等含む）や各種団体とは連絡調整を密に行うこと。また、イベント開催に必要な会議室、控室の確保等、運営・設営に係る詳細についても調整すること。

(エ) 警備計画の作成

会場内及び会場周辺においては、来場者の安全を最優先として、各プログラム・ブースの運営に支障がない警備計画を作成すること。警備計画を作成するにあたっては、各会場における適切かつ安全な来場者・交通の誘導方法その他防火・防犯に対応できる必要な警備員の配置計画及び警察、消防、救急等官公庁との連携・協力を前提とした安全対策を策定すること。

(オ) その他

- ・物販・飲食ブースの出展者やステージイベント参加者の問合せ窓口となり、必要に応じて事前協議やリハーサルを実施すること。
- ・必要に応じて、保険等に加入すること。
- ・会場内のゴミ処理については、ゴミ置き場の設置場所や分別・収集方法など、発注者と事前に協議の上で対応すること。

イ 会場設営等

(ア) 各会場内には、企画内容に応じて、舞台、音響、照明等必要な設備の設置やスタッフを配置し、運営に必要な資材・人材を準備すること。また、サブ会場を使用する場合には、メイン会場との連絡方法、来場者への催事案内等について検討すること。

(イ) 会場設営及び撤去の作業可能期間

①青谷かみじち史跡公園

- ・設営：令和6年10月31日（木）午前9時から11月2日（土）正午まで
- ・撤去：令和6年11月3日（日・祝）午後4時から11月5日（火）午後5時まで

②鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター・鳥取市青谷町体育館

- ・設営：令和6年10月31日（木）午前9時から11月2日（土）正午まで
- ・撤去：令和6年11月3日（日・祝）午後4時から11月4日（月・休）午後5時まで

(ウ) 留意事項

- ・会場設営・撤去は来場者等の安全確保を最優先とし、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含め、十分検討した上で実施すること。

ウ 当日運営

(ア) 当日の体制

- ・本業務を遂行するための必要人員は受注者において配置するものとする。この際の人件費、交通費、宿泊費及び食事代、その他必要な費用は、特に指示がない限り、全て契約金額に含めるものとする。（県職員等のスタッフは原則配置しないものとするが、業務内容等を勘案して、協議の上、配置する場合がある。）
- ・受注者は業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する豊富な経験者であること。
- ・ステージ等、フェスタ全体の司会、進行管理を行うこと。技術スタッフ、誘導など、各所にスタッフを配置すること。

(イ) ガイドマップの配布

受付等でガイドマップを配布すること。

(ウ) ゴミ処理

イベントで生じたゴミは、受注者の責任で処理すること。

5 本業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の経理を明確にするため、受注者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (2) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (4) 本業務を発注者の承認を受けずに再委託してはならない。また、次のア～イのいずれかに該当する場合は、発注者は再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (5) 受注者は、(4)の規定により第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 個人情報の保護
  - ア 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
  - イ 受注者は、(4)の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受注者に対して特記事項を遵守させなければならない。
- (7) 受注者は、本業務を実施するに当たり、仕様書に記載されていない事項や課題等が発生した場合には、速やかに発注者に連絡すること。

- (8) 映像、掲示等で特許権、著作権等に関わるもの（出品作品画像等）を採用しようとする場合は、発注者と協議を行い、指示を受けるものとする。
- (9) その他、必要に応じて発注者と協議を行うこと。

## 6 実績報告及び検査

- (1) 受注者は、業務完了後20日以内に、次のア～カの内容を含む実績報告書を発注者に提出すること。
- ア 事業概要
  - イ 事業実施体制
  - ウ 事業内容及び記録（設営・撤去・当日の記録写真）
  - エ 広報の概要
  - オ 設営資料・制作物
  - カ その他発注者が指示するもの。
    - ★本業務により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン、プログラム等）及び設営・撤去・当日の様子記録写真等については、デジタルデータをDVD等記録媒体でも提出すること。
- (2) 発注者は、(1)の実績報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知する。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

## 7 著作権

本業務により新たに制作した成果物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン、プログラム等）の著作権について、著作権法第21条から第28条に定める権利（著作権（財産権））は、発注者に譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条に定める権利（著作者人格権）について、受注者は権利行使を放棄するものとする。

## 8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。
- (2) 昨年の実施状況
- ア フェスタ概要
    - 別紙「とっとり弥生の王国青谷かみじちフェスタイベントガイドマップ」のとおり
  - イ 駐車場（4か所：いずれも満車なし）
    - ・第1駐車場（鳥取市立青谷中学校グラウンド）：平均して200～230台が駐車
    - ・第2駐車場（鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター・体育館駐車場）：優先車両のみ
    - ・第3駐車場（青谷かみじち史跡公園第2駐車場）：平均して20～30台が駐車
    - ・第4駐車場（青谷町総合支所）：平均して10～15台が駐車